



防災 対策

防災用品の備えは避難行動や 避難生活に心の余裕をもたらします

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- ・備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- ・冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- ・水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- ・地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、警報や注意報が解除されるまで、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

各対策品の例

■非常持出品（避難時に持ち出すもの）

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具 ・ろうそく、ライター ・ポリ袋 ・哺乳瓶
- ・10円玉（公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに） ・貴重品（免許証、保険証、通帳と印鑑など） など

■非常備蓄品（災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの）

- ・食料品（米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど） ・飲料水 ・毛布
- ・ポータブルストーブ ・灯油 ・ガスこんろ ・マスク ・ティッシュ ・予備ガスボンベ
- ・洗面用具 ・トイレトペーパー ・ガムテープ など

■常時携行品（外出先での被災に備えて持ち歩くもの）

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ ・ホイッスル（閉じ込められた時などに居場所を知らせます） など

■車載常備品（運転中の被災に備えて車に積んでおくもの）

- ・防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋 ・ブースターケーブル ・けん引ロープ
- ・スノーブラシ ・簡易トイレ など

災害はいつ起こるか分かりません。以上のことに気を付け、備えておきましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

飲酒運転を根絶しましょう

12月はお酒を飲む機会が増える時期です。

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。飲酒をした翌日に車を運転する場合、体内に残っているアルコール濃度によっては飲酒運転となりますので、お酒が抜けていないと感じた時は運転を控えましょう。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。また、飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

■飲酒運転の罰則例

状 態		刑 罰	違反点数
酒酔い運転		5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	呼気1ℓ中のアルコール濃度 0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
	0.15mg以上 0.25mg未満		13点



状 態		刑 罰
車 両 提 供 者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒 類 の 提 供 車 両 の 同 乗 者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

町税徴収強化について

町税の一斉催告があってもなお、滞納町税が完納とならない場合や納税相談のない方に対しては、適宜滞納処分を執行しています。

今後も、納税相談がない、誓約が守られない場合には、税負担の公平性の確保のため、預貯金、給与、自動車保有状況などの調査や差し押えを執行します。

年度末に向け、これらの取り組みを一層強化していきますので、ご承知ください。

納期限を過ぎた時点で滞納扱いとなります

本年度の 債権調査・差押件数

- 債権の調査 674件
 - 債権の差押 76件
- (令和元年10月末現在)

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)

北海道後期高齢者 医療広域連合 からのお知らせ

広域連合の計画に関する住民意見募集について

第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携の下、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

このたび、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」を改正します。広域連合では、この計画の改正に当たり、次のとおり広く住民の皆さんからご意見を募集します。

◆募集案件について 【募集案件】 第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）
【募集期間】 12月6日(金)から1月6日(月)（必着）

◆公表する資料について 『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）』
『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画（改正原案）新旧対照表』

◆資料と募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ（<https://iryokouiki-hokkaido.jp>）に掲載するとともに次の場所で配布します。

- 北海道後期高齢者医療広域連合
- 別海町役場 福祉部 町民課 後期高齢者・医療給付担当

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
TEL011-290-5601

別海町役場 福祉部 町民課
後期高齢者・医療給付担当
TEL 75-2111(内線1241~1243)

まるまる 協力隊の〇〇な話 原田 佳美



応援をしたり、別海十景を見に行ったり、近隣の観光地を見に行ったりと充実した日々を過ごしています。

先日、乳和食のセミナーに参加させていただきました。牛乳を和食に使うのはちょっとなぁと思いながらの参加だったのですが、食べてびっくり、牛乳が使われているとはまったく思えない味で衝撃を受けました。牛乳をそのまま使ったり、牛乳から作ったホイイを使ったりするだけで、減塩になり健康寿命が延びるという事を知り、これはぜひとも取り入れなければと思いました。良い経験でした。

良い経験といえば、町民の方からの情報提供でデントコーン畑に白鳥を見に行きました。あんなにたくさんの白鳥を見たのは初めてで感動しました。情報提供だけでなく白鳥についてのご説明もいただき、本当にありがとうございました。

こんにちは、原田です。別海町に来てひと月が経ちました。このひと月、パイロットマラソンの

